

[控訴人野村]

ちょっと待ってください。これ、どう見ても、棄却が見え見えなんです。次で終わりだって。バカだって分かりますよ。その場にいれば。あんな、いい加減なことやられて。結局、彼らの仕事は、もう終わりだから、僕は上告するしかないわけです。そのときに、紙でしか見れないでしょう？

[書記官入原]

そうすると、野村さんとして、思われてることとしては、法廷でおっしゃった野村さんの相手方に対する、相手方に対する反論を形に残しておきたかったってことなんですよ？

[控訴人野村]

そうです。

[書記官入原]

残しておいて欲かったと・・・したら・・・

[控訴人野村]

前提として、1回で終わらせられると、僕は思ってなかったから。

[書記官入原]

なるほど、うん。

[控訴人野村]

なおかつ、そのときに、「1回で終わるのが当たり前だ」と言った、裁判官が。到底、あなたの言ってる、法廷なに権？裁判官を持つ・・・その法廷の進行を司る・・・

[書記官入原]

訴訟指揮権。

[控訴人野村]

訴訟指揮権がありますよね。それで片付けられるものではないと思う。相手の主張を何も聞かないで終わらせる。信じられない、僕は。

[控訴人野村]

今、野村さんがおっしゃったように、野村さんが法廷で反論した内容を形に残して欲しいというのが、一番大きいですね？

[控訴人野村]

そうです。

[書記官入原]

でたら、考えられる方法としては、二つあると思うんです。一つは、手続きは終了しましたけれども、野村さんとして、裁判所に聞いて欲しい内容が、まだある。法廷で同じことを言ったのかもしれないですけど、それを、また書面として出しているだけってのは、一つあると思います。

それを裁判・・・ただ・・・それは・・・見ても・・・裁判官が「あ、法廷で聞いたことなんだ」と、同じだったら、それで終わっちゃいますけれども・・・まだ野村さんとして、おっしゃりたいことがあるというんだったら・・・

[控訴人野村]

それはちゃんと記録として残るんですか？

[書記官入原]

記録にさされます。

[控訴人野村]

ささるんですね、記録にささるんだったら、入れます。

[書記官入原]

はい。それ一つ。あとは、もう一つは、この調書は、どうしても納得いかない・・・

[控訴人野村]

納得いかないですね。

[書記官入原]

紙がどうしてもおかしいと・・・

[控訴人野村]

ちょっと余談ですけど、むかし僕は、刑事被告人だったときに、言っていないことを記録にされたことがある。昔ね。横浜地裁だけど。

[書記官入原]

それは・・・昔の話ですかね・・・

[控訴人野村]

だから、あんまり信用してないんです。裁判所を。

[書記官入原]

だとすると、この調書に対する異議っていうのが、ひとつ。言うのが可能です。そうゆう手続きもあります。

[控訴人野村]

両方します。

[書記官入原]

そしたら、調書異議という方法があるんですけども、それを採らりたいということですかね。

[控訴人野村]

これ録音してますよね？

[書記官入原]

録音？

[控訴人野村]

僕は、横浜地裁で「個人的に録音してる」って聞いてますよ。いろいろ問題あることは、僕も重々承知の上で。でも世界の流れからいったら、録音しない方がおかしい。裁判官が、裁判官が少なくとも書記官が、しない方がおかしい。

[書記官入原]

それはまあ、そういうご意見だと・・・

[控訴人野村]

したって、あなた方はと言わないよ。絶対。「個人的にしてた」としか言わないから。聞いたことあるよ、裁判所で。書記官から。「実は（録音）したた」と「個人的にしてたんだ」と。それで済まそうとするよ。

[書記官入原]

うん、はい。

[控訴人野村]

ここで突き詰めたって、あなた方は「（録音は）してない」っていうよ。でも僕は（録音）してるかもしれないよ。個人的にね。嫌な思いしてるから。

[書記官入原]

分かりました。調書異議を出されたいということであれば、必要な手続き、こちらでも、あまり例のない手続きなので、どういう手続きが必要なのか、確認しますので、ちょっとあちらで待ちいただけますので。

[控訴人野村]

分かりました。